また、平成二十一年十二月から、従来の要件に加え、直近の決算等の経常損益が赤字である事業主については、企業規模にかかわらず売上高又は生産量の最近三か月の月平均値が前々年同期に比べ十％以上減少していれば支給対象となるよう生産量要件の緩和を行っているところであり、引き続き雇用を維持する事業主の支援に取り組む。

さらに、不正受給防止に係るリーフレットの配布や実地調査を積極的に行うことにより、不正受給の未然防止に努める。

また、やむを得ず雇用調整を行うこととなり再就職援助計画を提出した事業主に対しては、再就職援助計画の対象労働者が行う求職活動等に対する援助に努めなければならないとされていることを改めて周知し、当該労働者の再就職支援に努めるよう積極的に働きかける。

その際、労働移動支援助成金について丁寧に説明し、再就職支援に向けた同助成金の活用の促進を図る。さらに、再就職援助計画の提出義務のない事業主が任意に再就職援助計画を提出した場合でも同助成金を活用できることを周知するよう努める。

(四) 介護等成長分野における雇用の創造

ア 介護雇用創造

a 「働きながら資格を取る」介護雇用プログラムの実施

都道府県等において、介護施設で働きながら無料かつ有給で介護福祉士やホームヘルパー二級等の資格を得るための講座を受講できる「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム」を実施するため、公共職業安定所においても本プログラムの周知を図る。

各都道府県においては、これらの施策について、社会福祉協議会等の介護関係事業主団体等に対する積極的な周知のほか、各都道府県労働局等の関係機関との連携及び協力を行う。

b 介護人材確保施策の推進

緊急雇用対策では、見守りや日常生活支援を実施し、高齢者の地域生活を支援する者の雇用にあたり、緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業を活用して、介護サービスの充実を図りつつ雇用の場を確保することとしたところである。各都道府県労働局においては、都道府県の緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業の関係部局及び市町村の福祉部局と連携の上、これらの施策の一層の活用に取り組む。

また、介護職員処遇改善交付金をはじめ、地方公共団体等が実施する施策等と緊密に連携して介護従事者の処遇改善の取組を支援する。

一方、介護関係職種については、他産業と比較して有効求人倍率が高く雇用の受け皿として期待されているが、製造業等他産業からの離職者は、介護の資格や経験のない者も多い状況である。これら求職者の再就職支援を図るため、すべての公共職業安定所において、介護分野における未経験の求職者が応募可能な求人開拓に努めるとともに、受理後一定期間が経過した求人を中心に、経験や資格要件等の求人条件緩和指導を実施する。

また、介護未経験者確保等助成金などの助成金、実習型雇用支援事業及び職業訓練関係施策等の各制度を有効に活用しつつ介護分野のマッチング機能を強化するため、求職者に対しては、個々の求職者の実情を踏まえた利用可能な制度について、適宜適切な情報提供を行うとともに、事業主に対しては、求人受理時や各種の説明会のほか、介護労働安定センター都道府県支部とも緊密に連携しつつ、あらゆる機会を通じて各制度の周知を徹底することとする。

イ 重点分野雇用創造事業の実施

介護、医療、農林、観光、環境、地域社会雇用等成長分野として期待されている分野における雇用機会の創出及び人材の育成を推進するため、都道府県に造成した基金を基に、各地方公共団体において、重点分野雇用創造事業を実施する。

各都道府県労働局及び公共職業安定所においては、全国的な取組の事例紹介や必要な助言を行うことにより、特に市町村における積極的な事業計画の立案を促すとともに、公共職業安定所に提出された求人の円滑な充足を図り、都道府県及び市町村と連携して、地域の実情に応じた雇用機会の創出を推進する。

二 地方公共団体等と連携した雇用施策の実施

(一) 地方公共団体と連携した経済団体への協力要請

各都道府県労働局に設置された緊急雇用対策本部において、都道府県、市町村と密接に連携・協力の上、労働者の雇用の維持と拡大を地域の経済団体に要請するなど、必要な施策を実施する。

(二) 労働分野における国と地方公共団体との連携窓口

平成二十一年度に引き続き、雇用対策連絡調整会議の開催及び職業安定部長を連絡責任者とする地方公共団体との連絡窓口の活用等により、地方公共団体が実施する産業施策、福祉施策、教育施策等との緊密な連携を図り、地域の雇用失業情勢等に係る情報の共有に努めるとともに、相互の連携基盤を一層強化し、効果的な施策の実施を図る。

(三) 地方公共団体との連携による総合的な就業・生活支援の実施

緊急雇用創出事業を活用して都道府県等が設置している求職者総合支援センターの生活・就労相談担当者による公共職業安定所での巡回相談について、引き続き円滑な実施に取り組む。

また、地方公共団体をはじめとする福祉部門の関係機関と雇用部門の各機関で構成する生活福祉・就労支援協議会を開催し、ワンストップ・サービス・デイの開催等について協議することにより、地域関係者と連携した住居・生活支援を推進する。第二のセーフティネット支援施策については、住居・生活支援アドバイザーを活用し、地方自治体と連携して円滑に運営する。

(四) 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進

ア 都道府県等連携型ふるさとハローワーク

都道府県や政令指定都市と国が、共同で就職支援を行う都道府県等連携型ふるさとハローワークにおいて、国による職業紹介・職業相談の実施と併せて、地方公共団体が自ら行う施策や地域の雇用失業情勢を踏まえたセミナー、就業準備講習、求人説明会、事業所情報の提供等を行う。

なお、都道府県等の要請に基づく場合は地域共同就職支援センター（一般型）を、雇用失業情勢が厳しい地域（二十一道県）には地域共同就職支援センター（緊急型）を設置し、それぞれ国と都道府県等との密接な連携により、求職者の就職促進を図る。

イ 市町村連携型ふるさとハローワーク

国が市町村との連携により設置する市町村の庁舎等を活用した市町村連携型ハローワークにおいて、インターネットによる各種情報や求人検索端末装置による求人情報の提供、求人の受理及び職業紹介を行う。

(五) 地方公共団体が行う職業紹介との連携・協力

地方公共団体の要請がある場合には、求人者が公開に同意している公共職業安定所の求人情報を提供するなど、地方公共団体が行う無料職業紹介事業と連携・協力する。また、地方公共団体が官民共同窓口の設置を希望する場合には、公共職業安定所の体制等を勘案した上で、可能な範囲で対応を検討する。

(六) 地方公共団体等の雇用関連情報の提供、公共職業安定所の雇用関連情報コーナーにおいて、地方公共団体等の実施する助成金等の雇用関連情報を収集し、利用者のニーズに応じた情報提供等を行う。

(七) 地方公共団体等と連携した積極的な広報活動

広報活動は、国民全体の労働行政に対する理解と信頼を高めるとともに、各種施策・制度の効果的な周知を行い、その施策目標を実現する観点からも重要な課題であることを踏まえ、広報媒体（パンフレット等）は、都道府県労働局等の庁舎のみならず、地方公共団体など関係機関を通じ、広く頒布するよう努める。